

◆ こども性暴力防止法が施行されます

昨今の教育職員等によるこどもに対する性犯罪発生状況を受け、令和6年6月に「こども性暴力防止法」が成立し、令和8年12月25日に施行されます。豊島区教育委員会でも、こどもを性被害から守るため、法に基づいた措置を講じてまいります。



詳細はこちら
(こども家庭庁HP)

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
 - ・ 従事者への研修
 - ・ 校内点検
 - ・ 相談窓口の設置
- 等を実施しています。



職員の性犯罪前科を確認します

性犯罪前科がある職員は、性暴力のおそれを踏まえ、こどもと接する業務に従事させません。

(*)法施行(令和8年12月25日)後順次
(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)



<「性暴力」の例>

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童ポルノ撮影・所持、盗撮 等

※犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」等も含まれます。

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- ・ こどもとの私的なコミュニケーション、面会、送迎等(SNS、二人きりの面会等)
- ・ こどもの撮影(私物のスマホでの撮影、不必要な写真撮影)
- ・ 密室(不必要に密室になろうとする)
- ・ 身体接触(長時間抱きしめる、不必要なマッサージ・おんぶ・身体的介助等)
- ・ 更衣(不必要に、更衣室や更衣中の教室等に入室)
- ・ こどもへの特別扱い(高価な金品を与える、容姿を過度にほめる等)

◆ 性暴力等対策指針を推進します

昨年、策定した「豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等対策指針」を引き続き推進してまいります。

教育委員会その他行政機関、学校、警察、保護者、地域の皆様とともに、性暴力等を発生させない風土の醸成を図ってまいります。



詳細はこちら
(豊島区HP)

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。

⚠ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

